

「日医標準レセプトソフト」

**「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法に
ついて」の一部改正等について**
(平成 29 年 4 月からの正常分娩取扱いの変更)

初版

2017 年 2 月 22 日

日本医師会 ORCA 管理機構

平成29年4月からの「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」一部改正について以下の対応を行います。

■改正内容

- ・取扱い開始年月

平成29年4月提出分以降

- ・提出先

専用請求書の提出先を被保険者等の加入する保険者の種別に応じた支払機関とする。

加入保険	提出先
国民健康保険加入者	都道府県国民健康保険団体連合会
被用者保険の加入者	都道府県支払基金支部
健康保険法第106条又は船員保険法第73条第2項に該当する被保険者が国民健康保険以外の保険者から支給を希望する場合	都道府県支払基金支部

■具体的な変更点

被用者保険加入者の正常分娩について専用請求書の提出先が平成29年4月提出分以降「国保」から「支払基金」に変更となります。(健康保険法第106条又は船員保険法第73条第2項に該当する被保険者が国民健康保険以外から支給を受ける場合についても同様です。)
また、被用者保険加入者について正常分娩の専用請求書が支払基金への提出となる事に伴い、支払基金に対しての25日請求(正常分娩分のみ)が可能となります。

■日レセの対応

プログラム更新機能による提供パッチを適用することで、以下の動作とします。

【オンライン画面】

(S08) 出産育児一時金画面の提出先について被用者保険の加入者が正常分娩、かつ請求年月が平成29年4月以降は「1 支払基金」を初期表示とします。(国保連合会への変更は不可となります。)

健康保険法第106条又は船員保険法第73条第2項の対応として、国保加入者が保険変更ボタン押下により表示される(S09)保険情報変更画面で社保・国保に「1 社保」を選択登録した場合は、提出先を自動で「2 国保」から「1 社保」に変更します。

【バッチ処理】

業務メニュー「52 月次統計」から処理を行う「出産育児一時金請求書」について請求年月が平成29年4月以降は提出日区分「2：25日請求」提出先「1：社保」で処理を可能とします。

この場合に作成される専用請求書のCSVファイル記録は「出産育児一時金等の代理申請・受取請求に係る記録条件仕様」の改正に基づいて、ファイル内1件目に記録するコントロールレコードの2項目目(提出先番号)には“1”を記録します。

コントロールレコードに記録する提出先番号	1(支払基金・支払基金25日請求分)、2(国保連合会)、3(国保連合会25日請求分)を設定する。
----------------------	--